



様式第1-1号（第3条関係）

壬生町公告 第 46 号

入 札 公 告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年8月7日

壬生町長 小 菅 一 弥



1 入札対象工事

工 事 名	令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部処理区）その6工区
工 事 場 所	壬生町大字壬生丁地内
工 期	令和9年2月26日限り
工 事 概 要	施工延長 L=401.1m 管布設工 φ200（リブ付塩ビ管）L=393.0m 人孔設置工 1号・組立式 7基 人孔設置工 楕円・組立式 2基 付帯工 1式
予 定 価 格	32,350,000 円（消費税相当額を除いた額）

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

壬生町から令和7・8年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	単体
業 種	土木一式工事
対 象 ラ ン ク	壬生町内においてはA級及び町外業者においては経営事項 審査結果通知書の総合評点（P）が900点以上のものとする。 （令和7・8年度壬生町建設工事入札参加資格審査申請時 における総合評点とする。）
建 設 業 許 可	特定又は一般

配 置 技 術 者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する技術者を専任で配置できること。
そ の 他	壬生町および下野市に建設業法第3条に基づき設置された本店又は支店等（当町の入札及び契約締結等の権限を受けている支店等）があること。
	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（本工事の技術者との兼務は可）
	本工事の近接工事の受注者または落札候補者でないこと。 【対象となる近接工事】 ・令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部第十排水区）その1工区 ・公共下水道布設替工事（北部第四排水区）その1工区 ・令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部処理区）その1工区 ・令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部処理区）その2工区 ・令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部処理区）その3工区 ・令和7年度繰越 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事（北部処理区）その4工区

3 入札日程等

参加申請書等の交付	壬生町公式ウェブサイト内入札情報公開システムからダウンロード https://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2023020800014/
参 加 申 請 書 受 付 期 間	令和8年8月10日(月)午前9時00分から令和8年8月28日(金)午後4時00分まで(「壬生町の休日定める条例」に規定する休日を除く)に電子入札システムにより提出すること。
設 計 図 書 等 の 閲 覧 方 法	令和8年8月10日(月)から令和8年8月28日(金) 閲覧方法：入札情報公開システムからダウンロード 閲覧期間終了後は入札情報公開システムからファイルが削除されますのでご注意ください。

設計図書等に関する質疑提出期限	令和8年8月28日（金）までにFAXにより提出 提出先：建設部下水道課工務係 （FAX番号）0282-82-7708 質疑書の指定様式は、入札情報公開システムからダウンロード	
設計図書等に関する質疑回答日	令和8年9月2日（水）まで 回答方法：回答は書面（FAX）をもって当該質疑書の提出があった者のみ行う。	
入札方法	壬生町電子入札実施要領に基づく電子入札	
入札書・工事費内訳書の提出期限	令和8年8月31日（月）午前9時00分から令和8年9月8日（火）午後4時00分まで（「壬生町の休日定める条例」に規定する休日（以下「町の休日」）を除く） 電子入札システムにより入札金額を入力し、「工事費内訳書」を電子入札の添付機能により添付し提出すること。 工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムから案件ごとにダウンロードして作成すること。	
開札日時	令和8年9月9日（水） 午前9時30分	
開札場所	壬生町役場 204会議室（2階）	
低入札価格調査制度	適用（失格基準価格：有）	
電子くじ	有効最低入札価格で入札した者が2以上ある場合には、電子入札システムによる「電子くじ」により落札候補者を決定する。	
確認書類提出日	提出を求められた日から起算して2日以内（町の休日を除く。）	提出場所： 壬生町役場 総務部 総務課 管財係
落札の可否	確認書類が提出されてから起算して2日以内（町の休日を除く）に通知する。	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前金払：有 中間前金払：有 部分払：有 ※中間前金払と部分払いについては、いずれか選択とする。

5 その他

(1) 別紙「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札用）」に示すとおりとする。

(2) 低入札価格調査制度に係る契約保証金の特例

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札においては、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものと契約を締結する場合の契約保証金は、請負代金額の10分の3以上の現金又はこれに代わるものの納付とする。

6 照会先

【入札公告内容】

壬生町 総務部 総務課 管財係

TEL 0282-81-1809 FAX 0282-82-8262

【工事内容】

壬生町 建設部 下水道課 工務係

TEL 0282-81-1859 FAX 0282-82-7708